



## 海外赴任者が徴収される社会保険料

### 第 66 回

菊池さん：みらいさん、こんにちは。私は来月から台湾へ海外赴任が決まっています。そのため、新たに海外勤務手当が毎月 5 万円追加支給されることになるのですが、現在給与天引きされている健康保険料や厚生年金保険料は、上がるのでしょうか。

みらい：はい。今回のケースですと、菊池さんは海外勤務手当が支給され始めた月から 5 カ月後に、社会保険料額が上がる可能性がでてきます。というのは、社会保険料額は、毎月の固定給与額が変更となったり、新たに手当が支給されることとなった月から数えて、3 カ月分の給与額の平均が、それまで控除されていた保険料額を決定する際の基礎となっている金額と比較して大幅に増減する場合に、実際に支払われる給与額と控除すべき社会保険料との間に、大きな隔たりがないよう、4 カ月目以降の社会保険料額が、増減される仕組みとなっています。なお、通常給与天引きされている社会保険料は、前月分の保険料となっていますので、実際に社会保険料の金額が上がるのは、5 カ月後となります。

菊池さん：分かりました。実は、現在受け取っている給与の一部が、赴任先から支払われることにもなるようですが、それによっても保険料額が変更になりますか。

みらい：通常、社会保険料額を決定する際の基礎となる給与額は、日本の会社から支給されるものだけを対象としていますので、赴任先からも給与が支払われることで、給与の一部が日本の会社から支給されない場合は、その分を差し引いて、社会保険料額を決定することとなりますため、金額如何によっては、保険料額が減額となることも考えられます。

しかしながら、本来日本の会社から支払われるべき給与の一部が、海外送金等の便宜上、赴任先の現地企業を介して支払われるにすぎない場合には、両方の会社から受け取る給与額のすべてを、日本の会社から支払われていると見なされますので、合算した金額でもって、社会保険料額が決定されます。菊池さんの場合は、どちらの支払い方になるのか、一度会社へ確認されてみてはいかがでしょうか。

菊池さん：私が最終的に受け取る給与額が同じであったとしても、給与の支払われ方によって、社会保険料額が変わってくるのですね。早速、会社に確

認してみます。それにしても、赴任先から支払われる給与額を、社会保険料を決定する際の基礎額に含めなくてもよいのであれば、その分社会保険料は安くなるのでお得ですね。

みらい：確かに、毎月納める社会保険料が減額になるという観点からとらえますと、お得に感じられますが、社会保険料が安くなると、その分、私傷病や出産などで働けなくなった場合の生活の保障となる健康保険からの給付や、将来受け取るべき老齢年金額なども減額となり、生活保障の意味をなさなくなる可能性がでてきますので、注意が必要です。

菊池さん：なるほど、いざというときの給付額に影響がでるとなると、その分、自分自身で民間企業の傷害保険に加入するなど、何らかの補填を検討していかなければなりませんね。ちなみに、実際に社会保険料が変更されることとなったときの手続きで、私が行うことはありますか。

みらい：実際に社会保険料が変わるときは、会社が年金事務所または健康保険組合へ、その旨を届け出ることとなりますので、菊池さんで特段必要となる手続きはございません。

菊池さん：ありがとうございました。大変参考になりました。

<お知らせ>第 65 回「賞与の支給回数による所得税負担の違い」で掲載した表に数字表記の誤りがありました。正しい表を掲載します。

6月	合算 (50,000+20,000-4,800) ×35%-6,375=16,445	給与のみ (20,000-4,800) ×20%-375 =2,665	13,780
12月	合算 (50,000+20,000-4,800) ×35%-6,375=16,445	賞与 (50,000+50,000) /12=8,333 4級20%控除額375 (注) (50,000+50,000) ×20%-375=19,625 (1) 給与 (20,000-4,800) ×20%-375=2,665 (2) (2) + (1) =22,290	-5,845
合計	32,890	24,995	7,935

(注) 「1年間で1回賞与」については、12(カ月)で割った金額に基づいて適用税率と所得税額控除額が決定されます。